

「柏崎刈羽原子力発電所 1号機および3号機 新潟県中越沖地震後の
設備健全性に係る点検・評価計画書（建物・構築物編）」の概要について

【位置付け】

本計画書は、「新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性に係る点検・評価計画について（経済産業省 平成 19・11・06 原院第 2号 平成 19年 11月 9日）」を受け、新潟県中越沖地震が柏崎刈羽原子力発電所の健全性に及ぼした影響について評価することを目的に、柏崎刈羽原子力発電所 1号機および 3号機における建物・構築物の点検・評価の計画についてとりまとめ、本日（平成 20年 7月 18日）、原子力安全・保安院に提出した。

【点検・評価の対象】

点検・評価は、電気事業法にもとづく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての建物・構築物を対象として実施する。また、耐震上重要な機器の間接支持構造物に該当する建物・構築物、安全上の重要度分類クラス 1 に該当する建物・構築物についても対象としている。

点検・評価対象建物・構築物は以下のとおり。

柏崎刈羽原子力発電所 1号機

- ・原子炉建屋
- ・タービン建屋
- ・海水機器建屋
- ・排気筒
- ・固体廃棄物貯蔵庫
- ・非常用取水路
- ・原子炉補機冷却系配管ダクト
- ・非常用ガス処理系配管ダクト

柏崎刈羽原子力発電所 3号機

- ・原子炉建屋
- ・タービン建屋
- ・海水熱交換器建屋
- ・排気筒
- ・非常用取水路
- ・原子炉補機冷却系配管ダクト
- ・非常用ガス処理系配管ダクト

以 上